

新型コロナウイルス感染症に係る石垣市での要介護認定の臨時的な取扱いについて

令和2年4月15日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、また重症化しやすい方との接触を控えるために、5月末までの間、要介護(要支援)認定を以下のように取扱います。(表1参照)

なお、この取り扱いについては、状況に応じて変更する場合がございますのでご了承ください。

1. <更新申請の場合>

更新申請を行った方について、現在の要介護(要支援)認定を、12か月延長します。

被保険者証は従来の有効期間が満了する前に、申請時に確認したご住所に郵送します。

対象：申請書の提出をされた更新申請対象者の方

(有効期間が4月末までの方、5月末までの方、6月末までの方)

※すでに認定調査がお済みの方は通常の審査後、結果を通知します。

※申請手続きが必要です！郵送での申請も可能です。

※被保険者の状態の変化等によって、前回の認定調査時より介護の手間が軽減又は増加している場合はご相談ください。

2. <新規・変更申請の場合>

介護保険施設や病院等において、入所者等との面会が禁止されている場合は、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施します。ただし、やむを得ない理由があり要介護(要支援)認定が必要な場合は、介護保険施設等・医療機関と協議のうえ、認定調査を実施しますが、調査場所の設定等、入念な感染症対策を講じていただくようお願いします。

(表1)

状況	更新	新規・変更
施設・病院等において面会禁止の措置がとられている場合	有効期間の延長	面会禁止措置の解除後に調査を実施
本人や家族が感染症予防のために調査受け入れ困難とした場合		調査受け入れ可能となったら調査を実施
感染経路不明、または濃厚接触者の多い症例が、市内で発生した場合		当面の間、調査を控える
沖縄県から緊急事態宣言が発表された場合		宣言の解除後に調査を実施

お問い合わせ

石垣市介護長寿課 給付認定係 0980-87-6022